

第一条 この法律で栄養士とは、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいう。

この法律で管理栄養士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者をいう。

第二条 栄養士の免許は、厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設（以下「養成施設」という。）において二年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事が与える。

養成施設に入所することができる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条に規定する者とする。

管理栄養士の免許は、管理栄養士国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が与える。

第三条 次の各号のいずれかに該当する者には、栄養士又は管理栄養士の免許を与えないことがある。

一 罰金以上の刑に処せられた者

二 前号に該当する者を除くほか、第一条に規定する業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者

第三条の二 都道府県に栄養士名簿を備え、栄養士の免許に関する事項を登録する。

第四条 厚生労働省に管理栄養士名簿を備え、管理栄養士の免許に関する事項を登録する。

第五条 栄養士の免許は、都道府県知事が栄養士名簿に登録することによって行う。

都道府県知事は、栄養士の免許を与えたときは、栄養士免許証を交付する。

管理栄養士の免許は、厚生労働大臣が管理栄養士名簿に登録することによつて行う。

厚生労働大臣は、管理栄養士の免許を与えたときは、管理栄養士免許証を交付する。

第六条 栄養士が第三条各号のいずれかに該当するに至ったときは、都道府県知事は、当該栄養士に対する免許を取り消し、又は一年以内の期間を定めて栄養士の名称の使用の停止を命ずることができる。

都道府県知事は、第一項の規定により栄養士の免許を取り消し、又は栄養士の名称の使用の停止を命じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

厚生労働大臣は、第二項の規定により管理栄養士の免許を取り消し、又は管理栄養士の名称の使用の停止を命じた場合において、当該処分を受けた者が栄養士の免許を受けているときは、速やかに、当該処分をした旨を当該栄養士の免許を与えた都道府県知事に通知しなければならない。

第五条の二 厚生労働大臣は、毎年少なくとも一回、管理栄養士として必要な知識及び技能について、管理栄養士国家試験を行ふ。

第五条の三 管理栄養士国家試験は、次の各号のいずれかに該当するものでなければ、受けることができない。

一 修業年限が二年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において三年以上栄養の指導に従事した者

二 修業年限が三年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において一年以上栄養の指導に従事した者

の設置者が設置している同法第百二十四条の専修学校及び同法第百三十四条の各種学校をいう。以下この号において同じ。）であるものにあつては文部科学大臣及び厚生労働大臣が、学校以外のものにあつては厚生労働大臣が、政令で定める基準により指定したもの（以下「管理栄養士養成施設」という。）を卒業した者

第五条の四 管理栄養士国家試験に関して不正の行為があつた場合には、当該不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて管理栄養士国家試験を受けることを許さないことができる。

第五条の五 管理栄養士は、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導を行うに当たつては、主

治の医師の指導を受けなければならない。業務を行つてはならない。

第六条 栄養士でなければ、栄養士又はこれに類似する名称を用いて第一条第一項に規定する業務を行つてはならない。

第六条の三 管理栄養士国家試験委員その他管理栄養士国家試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつて厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

第六条の四 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

第六条の二 管理栄養士国家試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生労働省に管理栄養士國家試験委員を置く。

第六条の三 管理栄養士国家試験委員その他管理栄養士国家試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつて厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

第六条の四 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

第七条 この法律に定めるもののほか、栄養士の免許及び免許証、養成施設、管理栄養士の免許及び免許証、管理栄養士養成施設、管理栄養士国家試験並びに管理栄養士国家試験委員に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に處する。

一 第五条第一項の規定により栄養士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、栄養士の名称を使用して第一条第一項に規定する業務を行つたもの

二 第五条第二項の規定により管理栄養士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、管理栄養士の名称を使用して第一条第二項に規定する業務を行つたもの

三 第六条第一項の規定に違反して、栄養士又はこれに類似する名称を用いて第一条第一項に規定する業務を行つた者

四 第六条第二項の規定に違反して、管理栄養士又はこれに類似する名称を用いて第一条第二項に規定する業務を行つた者

附則
第一項 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第二項 栄養士規則（昭和二十年厚生省令第十四号）は、これを廃止する。

第三項 この法律施行前昭和二十年厚生省令第十四号栄養士規則の規定によりした処分その他の行為は、これをこの法律又はこの法律に基いて発する命令の相当規定によりした処分その他の行為とみなす。

第十二条 中等学校令による中等学校を卒業し、又はこれと同等以上の学力を有すると文部科学大臣が認めた者は、第二条第二項の規定にかかるわらず、当分の間同条第一項に規定する栄養士の養成施設に入所することができる。

附則
（昭和二十五年三月二七日法律第一七号）抄

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和二十八年八月一五日法律第二二三号）抄

1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。
2 1 この法律施行前從前の法令の規定によりなされた許可、認可その他の処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれ改正後の相当規定に基づいてなされた処分又は手續とみなす。

附 則（昭和三七年九月一三日法律第一五八号）抄

（施行期日）

1 この法律のうち第一条並びに附則第二項から第四項まで及び第六項の規定は昭和三十八年四月一日から、第二条及び附則第五項の規定は昭和三十九年四月一日から施行する。

（管理栄養士試験の特例）

2 第一条の規定の施行の際現に次の各号の一に該当する者が、栄養士の免許を受けた後厚生省令で定める施設において栄養の指導に従事する期間が五年をこえたときは、その者に対する改正後の栄養士法第五条の三に規定する管理栄養士試験は、当分の間、その科目の一部を免除して行なう。

（管理栄養士試験の特例）

1 栄養士の免許を受けている者

2 栄養士の免許を受ける資格を有する者

3 栄養士法第一条第一項第一号に規定する養成施設において修業中の者

4 第一条の規定の施行の際現に該当する者及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条に規定する者であつて栄養士の実務の見習中のもの又は中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業し、若しくはこれと同等以上の学力を有すると文部大臣が認めた者であつて栄養士の実務の見習中のものが、昭和四十年三月三十日までの間に栄養士の免許を受けた後、厚生省令で定める施設において栄養の指導に従事する期間が五年をこえるに至つたときも、前項と同様とする。

（管理栄養士の登録の特例）

1 栄養士の免許を受けている者

2 栄養士の免許を受ける資格を有する者

3 第一条の規定の施行の際現に該当する者及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条に規定する者であつて栄養士の実務の見習中のもの又は中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業し、若しくはこれと同等以上の学力を有すると文部大臣が認めた者であつて栄養士の実務の見習中のものが、昭和四十年三月三十日までの間に栄養士の免許を受けた後、厚生省令で定める施設において栄養の指導に従事する期間が五年をこえるに至つたときも、前項と同様とする。

附 則（昭和四年六月二五日法律第五一号）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中厚生省設置法第二十九条第一項の表薬剤師試験審議会の項を削る改正規定並びに第十条及び第十二条の規定は昭和四十四年九月一日から、第一条中厚生省設置法第二十九条第一項の表栄養士審議会の項の改正規定（同表中医師試験研究会、理学療法士作業療法士審議会、保健婦助産婦看護婦審議会及び加える改正規定並びに同法第三十六条の八に一号を加える改正規定並びに第二条から第九条までの規定は昭和四十四年十一月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年六月二五日法律第七三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（旧法の規定による栄養士の免許を受けた者）

第一条 この法律による改訂前の栄養士法（以下「旧法」という。）第二条

第一条 第二号に規定する者であつて栄養士の免許を受けているものは、この法律による改訂後の

の栄養士法（以下「新法」という。）第一条第一項の規定による栄養士の免許を受けた者とみなす。

（旧法の規定による栄養士免許証）

第三条 旧法第二条第一項第二号に規定する者に対し、旧法第四条の規定によつて交付された栄養士免許証は、新法第四条の規定によつて交付された栄養士免許証とみなす。

（旧法の規定による管理栄養士名簿への登録）

第四条 旧法第五条の二に規定する者について、同条の規定によつてされた管理栄養士名簿への登録は、新法第五条の二の規定によつてされた管理栄養士名簿への登録とみなす。

（栄養士の免許の特例）

第五条 旧法の規定による栄養士試験（次項の規定により從前の例により行われる栄養士試験を含む。）に合格した者は、新法第二条第一項の規定にかかわらず、栄養士の免許を受けることができる。

第六条 旧法第二条第三項又は第十二条第二項の規定に該当する者は、前項の栄養士試験を受けることができる。

第七条 旧法第二号の指定を受けた栄養士の養成施設を卒業した者並びにこの法律の施行の際現に同号の指定を受けた栄養士の養成施設において管理栄養士として必要な知識及び技能を修得中の者であつてこの法律の施行後に当該養成施設を卒業したものは、新法第五条の二の規定にかかわらず、同条に規定する管理栄養士名簿に登録を受けて管理栄養士になることができる。

第八条 栄養士法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第一百五十八号。以下「昭和三十七年改正法」という。）附則第四項に規定する者は、新法第五条の二の規定にかかわらず、昭和六十五年三月三十一日までの間に限り、同条に規定する管理栄養士名簿に登録を受けて管理栄養士になることができる。

（管理栄養士国家試験の受験資格等の特例）

第七条 昭和三十七年改正法附則第二項又は第三項に規定する者（新法第五条の四の規定により管理栄養士国家試験を受けることができる者を除く。）は、同条の規定にかかわらず、昭和六十五年三月三十一日までの間に限り、管理栄養士国家試験を受けることができる。

第八条 この法律の施行の際現に旧法第五条の四第三号の指定を受けている栄養士の養成施設につけた者は、新法第五条の四の規定にかかわらず、当分の間、管理栄養士国家試験を受けることができる。

第九条 昭和三十七年改正法附則第二項又は第三項に規定する者が新法第五条の四又は第一項の規定により管理栄養士国家試験を受ける場合においては、昭和六十五年三月三十一日までの間に限り、厚生省令で定めるところにより、管理栄養士国家試験の一部を免除することができる。（栄養士の養成施設の指定に係る経過措置）

第十条 この法律の施行の際現に旧法第五条の二第二号の指定を受けている栄養士の養成施設については、新法第五条の三第二項の指定を受けたものとみなす。

（旧法による処分及び手続）

第十一条 この附則に特別の規定があるものを除くほか、旧法によつてした処分、手続その他の行為

は、新法中にこれに相当する規定があるときは、同法によつしたものとみなす。（罰則に関する経過措置）

附 則（平成五年六月一八日法律第七四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第

二項、第千三百一十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一二年四月七日法律第三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(旧法に規定する管理栄養士名簿に登録を受けている者)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の栄養士法(以下「旧法」という。)第五条の二に規定する管理栄養士名簿に登録を受けている者は、この法律による改正後の栄養士法(以下「新法」という。)第二条第三項の規定による管理栄養士の免許を受けた者とみなす。

(管理栄養士の免許の特例)

第三条 旧法第五条の三の規定による管理栄養士国家試験に合格した者及び栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第七十三号)附則第六条第一項に規定する者は、新法

第二条第三項の規定にかかるわらず、管理栄養士の免許を受けることができる。

(管理栄養士の指定に係る経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第五条の三第一項の指定を受けている養成施設は、新法第五条の三第四号の指定を受けたものとみなす。

(養成施設の指定に係る経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第五条の三第一項に規定する者は、新法第五条の二中「管理栄養士として必要な」とあるのは、「栄養の指導に関する高度の専門的」と読み替えるものとする。

第六条 この法律の施行の日の前日において旧法第五条の三第一項に規定する者は、平成十七年四月一日以後も、新法第五条の三の規定にかかるわらず、管理栄養士国家試験を受けることがで

きる。

4 平成十七年三月三十一日において第二項の規定によりなお効力を有するものとされる旧法第五

条の四各号のいずれかに該当する者(前項に規定する者を除く。)は、同年四月一日以後平成二年四月一日までの間、新法第五条の三の規定にかかるわらず、管理栄養士国家試験を受け

ることができる。

(旧法による処分)

第六条 この附則に特別の規定があるものを除くほか、旧法によつてした処分その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)

附 則 (平成一三年六月二九日法律第八七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律における障害者に係る欠格事由の在り方にについて、当該欠格事由に関する規定の施行の状況を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(再免許に係る経過措置)

第三条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定する免許の取消事由により免許を取り消された者に係る当該取消事由がこの法律による改正後のそれぞれの法律により再免許を与えること

ができる取消事由(以下この条において「再免許が与えられる免許の取消事由」という。)に相当するものであるときは、その者を再免許が与えられる免許の取消事由により免許が取り消された者とみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の再免許に関する規定を適用する。

(罰則に係る経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附 則) (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和六年六月一九日法律第五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和六年六月一九日法律第五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を

改正する法律附則第五条の改正規定(同条第一項中「主幹保育教諭、指導保育教諭」を削る部分を除く。)に限る。)及び第三条(教育職員免許法附則第十八項の改正規定に限る。)の規定並びに次条及び附則第八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。